

周南市立図書館条例

(趣旨)

第1条 この条例は、図書館法（昭和25年法律第118号）第10条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、図書館の設置及び管理に関し定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 周南市立図書館（以下「図書館」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
周南市立中央図書館	周南市岐山通2丁目7番地
周南市立新南陽図書館	周南市中央町4番10号
周南市立福川図書館	周南市福川南町2番1号
周南市立熊毛図書館	周南市熊毛中央町1番1号
周南市立鹿野図書館	周南市大字鹿野下1276番地の1
周南市立徳山駅前図書館	周南市御幸通2丁目28番2

(管理)

第3条 図書館は、周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

2 前条の表の周南市立徳山駅前図書館の管理の特例については、周南市立徳山駅前図書館条例（平成28年周南市条例第26号）の定めるところによる。

(職員)

第4条 図書館に図書館長、司書、事務職員その他の職員を置く。

(利用の手続)

第5条 図書館の図書、記録その他必要な資料（以下「資料」という。）を利用しようとする者は、別に定める手続によらなければならない。

(損害賠償)

第6条 図書館の資料若しくは器具を亡失し、又は損傷した者は、教育委員会の指示に従い、現品又は金銭をもって賠償しなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額の全部又は一部を免除することがで

きる。

(利用の取消し)

第7条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、資料の利用を取り消すことができる。

- (1) この条例又は教育委員会規則等に違反したとき。
- (2) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。
- (3) 教育委員会の指示に従わないとき。

(図書館協議会)

第8条 図書館に周南市立図書館協議会（以下この条において「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が任命する。
- 3 協議会の委員の定数は、15人以内とする。
- 4 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前までに、徳山市立中央図書館条例（昭和56年徳山市条例第36号）、新南陽市立図書館条例（昭和31年新南陽市条例第23号）、熊毛町立図書館条例（平成元年熊毛町条例第4号）又は鹿野町立図書館条例（平成5年鹿野町条例第10号）の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月28日条例第44号抄）

- 1 この条例は、平成22年6月1日から施行する。

附 則（平成24年3月26日条例第25号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第46号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月17日条例第25号）

この条例は、公布の日から2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。